

## 425 改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ）

⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・429同時請求の取扱い 参照

事務手順	取 扱 要 領
①受付	<p>○ 改印の旨の申出を受けた場合には、証券・改印届を提出させるとともに、新印による届出のときは記名者の本人確認書類を呈示させる。</p> <p>⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">改 印 届 記載例参照</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><b>引揚者特別交付金国庫債券 慰 労 金 国 庫 債 券 の 時 刻 特別葬祭給付金国庫債券</b></p> <p>引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間10年）の適用があるので、特殊事例710を参照のうえ取扱うこと。</p> </div> <p>* 郵送による提出の場合において、新印による届出のときは、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。 この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を届出人に伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。</li> <li>・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。</li> <li>・ 国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分(QRコードを含む。)をマスキングしたものを提出すること。</li> </ul> <p>● 新印による届出のときは、届出人に本人確認書類の写を作成する旨を伝える。</p> <p>* 郵送による提出の場合を除く。</p> <p>● 届出人が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、416または427の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。</p> <p>⇒ 416参照・委任状 ⇒ 416の2参照・委任状等の代書 ⇒ 427参照・記名者の行為能力に関する届出</p> <p>○ 自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。</p>

#### 他店を支払場所とするものの印鑑票の取扱い

他店を支払場所とするものについて、証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求と同時に改印の届出を受けたときは、届出人の住所が遠隔地のときに限り、印鑑票更新の方法をとってよい。

- 新印鑑票用紙に住所・氏名その他必要事項を記載し、印鑑欄に届出印（新印）を押させる。
- 支払場所から印鑑票を取戻したうえ、旧印鑑票の書換え・新印鑑票への表示など所要の更新手続きをする。
  - ⇒ 4 2 8 - 1 参照・印鑑票の更新
  - ⇒ 4 1 2 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し
  - \* 本来は支払場所から印鑑票を取戻したうえ手続きを進めることとなるので、届出人に再度来店を求める必要があるが、届出人の便宜を図るため届出時に新印鑑票を調整しておき、書換え・更新手続きは印鑑票を取戻した後に完結させるもの。

## ②審査

○ 証券・改印届・本人確認書類について、次のことを確かめる。

- 改印届に必要な事項が明りょうに記載されており、証券の要項、届出人の住所・氏名が証券・印鑑票と一致しているか

なお、廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されている証券については、届出を受付けることができない。

⇒ 1 4 2 ②参照・廃印の取消方法

- 旧印による届出の場合には、改印届の印影が印鑑票と一致しているか

- 新印による届出の場合には、本人確認書類に記載されている住所・氏名が印鑑票と一致しているか

\* 本人確認書類の住所が、印鑑票の住所と相違するときは、4 2 6 により住所変更の手続きをとる。

⇒ 4 2 6 参照・住所の変更

○ 新印による届出の場合には、本人確認書類の写を1部作成する。

\* 郵送による提出の場合を除く。

\* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。

- ・ 個人番号カード

当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。

- ・ 国民年金手帳

基礎年金番号部分をマスキングする。

③印鑑票への押印 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分(QRコードを含む。)をマスキングする。</li> <li>○ 改印届の受付印欄に代理店名・受付日付を表示する。 ⇒ 141②参照・代理店名などの表示</li> <li>○ 印鑑票の印鑑欄に新印を押させ、旧印を消す。 ⇒ 413②参照・印鑑票の書換え</li> <li>○ 改印届の処理日付欄に「処理日付」を表示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受付当日に手続きが完了したときは、この表示を省略してよい。</li> </ul> </li> </ul>
④証券などの返付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 証券および本人確認書類を届出人に返す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 証券の印鑑欄に新印を押印しておくよう届出人に伝える。</li> <li>* 郵送による提出の場合において、新印による届出のときは、適宜の書面を記名者に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が記名者に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。</li> </ul> </li> </ul>
⑤改印届などの保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改印届は、自店に保管（保管期間10年）する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新印による届出の場合には、本人確認書類の写を改印届に添付して保管する。</li> </ul> </li> </ul>

**改印届の記載例**

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。

**改**

書式 No. 206

**注意** 新印により届け出るときは、本人確認書類を添付するとともに必ず新印を持参して下さい。

**改 印 届**

日本銀行 ○○代理店 御中

<b>新印鑑</b> 	日付	3. 10. 1										
	郵便番号	〒	×	×	×	×	—	×	×	×	×	
	住 所	○○市△△町1丁目2-5										
	電 話 番 号	×	×	×	×	—	×	×	—	×	×	×
氏 名	甲 野 一 郎										① 	

下記記名国債証券に関しては、今後上欄に押捺の印章を使用しますから届けます。

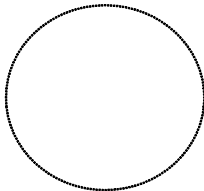
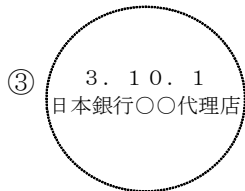
国債名称	第十一回特別弔慰金国庫債券						記 名	甲 野 一 郎				
記 号	証券の券面種類	証券の番号（右詰で記入）							付属利賦札の状態 （元号を含め利賦札記載のとおり記入）			
い	250 <sup>円</sup>	1	2	3	4	5	6	7	② 令和4年4月15日 渡以降			
同時請求（各請求等はそれぞれ同時に提出すること）												
減 給 失				支払場所変更				住 所 変 更				

合計枚数 （日本銀行記入欄）	枚	合計額面金額 （日本銀行記入欄）	千円
-------------------	---	---------------------	----

受付印（店名・日付）

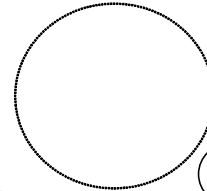
受入済印（統轄店）

払渡済印（統轄店）



処理日付

④



**改**

- ① 旧印による届出の場合には、印鑑票と照合する。
- ② 利賦札に表示された年月日どおりに記載する（改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。）。
- ③ 代理店名・受付日付を表示する。
- ④ 受付日当日に手続きが完了した場合には、処理日付の表示を省略してよい。
- 自店保管（保管期間10年）